



【 入院期間が 180 日を超える場合の費用の徴収 】

同じ症状による入院期間が通算して 180 日を超える入院については、厚生労働大臣が定める状態にある患者さんを除き、入院基本料の 85%のみが健康保険診療扱いとなり、残りの 15%については「保険外併用療養費（保険外負担）」として別途料金が必要となります。

当院では、以下の入院基本料を算定する場合、入院期間が 180 日を超えた日からご負担いただきます。

一般病棟特別入院基本料 … 1 日につき 918 円 (税込)
(基本点数の 15%相当)

詳細につきましては、医事課までお問い合わせください。